



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中途障害者の所得格差が生活に及ぼす影響
Author(s)	諸橋, 麻紀; MOROHASHI, Maki
Citation	教育福祉研究, 10(1), 101-112
Issue Date	2004-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28375
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1)_P101-112.pdf



中途障害者の所得格差が生活に及ぼす影響

諸 橋 麻 紀

はじめに

昨今の中途障害者の増加の理由の1つは、脳血管障害の罹患率の増加と死亡率の減少であると言われている⁽¹⁾。脳血管障害は中年期から老年期にかけて突然発症することが多い疾病である。突然の受障は昨日までの生活を一変させ、本人や家族に大きな衝撃を与える。受障は身体的な機能障害にとどまらず、受障したことによる心理的な衝撃や葛藤を生じさせる。それに加えて、ライフサイクルでは家族の扶養など経済的な役割期待が高い時期といえ、経済的な問題が生じやすい。このような場合、本人や家族は身体的・心理的な衝撃への対処に加えて、経済的な困難についての対処も迫られることになる。障害者の経済的な困難さは、受障時の医療費負担というような一時的な問題にとどまらず、稼動収入の有無や保障の程度によっては、将来的にも継続する問題である。また、障害者本人のみならず家族の生活にも影響を及ぼす問題でもある。身体的な機能障害は、受障後の生活の全てに大きな影響を与えるのである⁽²⁾。

受障後の中途障害者への取り組みについては、リハビリテーション研究や障害受容・受障後うつ病などの心理面での研究が多い。経済面については、生活の満足度や障害受容の心理的な基盤、あるいは家族が障害者を支援するための基本として、その重要性や関連性がQOL研究⁽³⁾や障害受容研究⁽⁴⁾、障害者の家族研究⁽⁵⁾などの中で指摘されている。しかし、経済的側面を中心に、障害者の個々人の生活への影響を幅広くみているものは少ない。医療とのつながりが強い中途障害者の場合は特にそうだが、中途障害者の生活の中での経済面は見落とされがちである。その理由は経済的な

責任は一般に個人に帰される場合が多いためであろう。

中途障害者の経済生活は、受障前の個々人の生活に規定されると考えられる。障害基礎年金水準の議論のように、障害者を総じて低所得としてとらえているものもあるが⁽⁶⁾、障害者世帯間の所得格差の存在は明らかである⁽⁷⁾。しかし、所得の格差について示されているにもかかわらず、それがどのように生じ、生活にどのような影響を与えているかは明らかにされていない。所得の格差の問題が生活の中で適切にとりあげられなければ、障害者の経済的な問題は個人の責任や対応の範疇として、見過ごされてしまうことになるであろう。例えば、中途障害者が主に利用している介護保険は応益負担であり、かつ支給限度額による給付制限があるため、介護状況と経済的条件の組み合わせによっては、ニーズとサービスの充足度に不一致が生じ、生活の質が改善されていないという現実がある⁽⁸⁾。障害者の生活のあらゆる場面で同様の問題が生じていることが予測される。障害者の生活の豊かさの実現は、福祉の市場化の動きにより、一層重要な課題となってきている。

そのため、まずは障害者世帯間の所得格差の現状を確認し、次いで所得格差を生じさせている要因を明らかにし、さらにそれらが生活にいかなる影響を与えているかを検証していくことが求められている。

そこで本稿では、脳卒中後遺症者の会の会員を対象にしたアンケート調査とインタビュー調査のデータをもとに、所得格差の現状と要因を分析し、それが生活にどのような影響を及ぼしているのかを低所得層の生活を中心に明らかにしていく。

1 中途障害者の所得格差の現状（アンケート調査の分析）

(1) 調査概要

調査は2003年7月から8月まで、A県の脳卒中後遺症者の患者会に所属している会員を対象にアンケート調査を行った。アンケート調査の配布数は223、回収数77、回収率34.5%であった。

(2) 一般世帯との所得比較

①全体の比較

表1 世帯収入の分布状況

収入金額	実数	比率	基礎調査
～100	4	5.2%	5.5%
100～200	11	14.3%	11.6%
200～300	21	27.3%	11.1%
300～400	9	11.7%	12.1%
400～500	3	3.9%	11.0%
500～600	1	1.3%	9.1%
600～700	5	6.5%	7.5%
700～800	1	1.3%	6.7%
800～	5	6.5%	25.4%
無回答	17	22.1%	
合計	77	100.0%	100.0%

注)「基礎調査」は、厚生労働省ホームページ「平成14年国民生活基礎調査の概況」より作成。

表1は世帯収入の分布をみたものであるが、一般世帯の把握には平成14年度に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査⁽⁹⁾（以下、基礎調査）の概況を用いた。これによれば、中途障害者世帯と一般世帯の年収には100万円位の差がみられた。

②年齢層の比較

年齢層別にみると50歳代層において、一般世帯と中途障害者世帯の所得格差が顕著であった（表2、表3）。「基礎調査」をみると、50歳代層は全年齢層の中で最も世帯所得が多い年齢層となっている。老後の貯えの時期と考えると、この時期の経済的格差は大きな意味もっている。

(3) 中途障害者世帯間の所得比較

中途障害者の世帯収入にはばらつきがあり、中途障害者世帯間の所得格差は「受障年齢」、「受障前職業」において、より顕著であった。

受障年齢層ごとに分布状況をみると、40歳代層は他の年齢層に比べて低い世帯収入に多く分布している（表4）。また年金額でも、40歳代層は100万円未満が46.2%であり、他の年齢層よりも低い金額に多く分布している（表5）。50歳代層は所得の分布が二分していた。また受障年齢による格差は、所得に対する意識にもあらわれている

表2 現在の年齢層別にみた世帯収入

	100万円未満	100～200	200～300	300～400	400～600	600～800	800万円以上	無回答	合計
30歳代								100.0%	100% (1)
40歳代									該当者無
50歳代		18.8%	12.5%	6.3%		12.5%	6.3%	43.8%	100% (16)
60歳代	8.6%	14.3%	34.3%	14.3%	2.9%	5.7%	5.7%	14.3%	100% (23)
70歳以上	4.0%	12.0%	28.0%	12.0%	12.0%	8.0%	8.0%	16.0%	100% (25)

注) アンケート調査より作成。

表3 世帯主の年齢階級別にみた世帯の平均所得金額

	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	総数
1世帯当たり平均所得金額(万円)	340.6	578.4	729.7	782.9	563.9	464.1	602.6

注) 厚生労働省ホームページ「平成14年国民生活基礎調査の概況」より作成。

表4 受障年齢別にみた世帯収入

	100万円未満	100～200	200～300	300～400	400～600	600～800	800万円以上	無回答	合計
29歳以下								100.0%	100% (1)
30歳代		100.0%							100% (1)
40歳代	12.5%	18.8%	18.8%	12.5%			6.3%	31.3%	100% (16)
50歳代	3.0%	18.2%	27.3%	12.1%		9.1%	9.1%	21.2%	100% (33)
60歳代	4.3%	4.3%	34.8%	13.0%	13.0%	13.0%		17.4%	100% (23)
70歳以上			25.0%		25.0%		50.0%		100% (3)
全年齢層	5.2%	14.3%	27.3%	11.7%	5.2%	7.8%	6.5%	22.1%	100% (77)

注) アンケート調査より作成。以下、表5、6も同じ。

表5 受障年齢別にみた年金額

	100万円未満	100～200	200～300	300～400	400～600	600～800	800万円以上	無回答	合計
29歳以下								100.0%	100% (1)
30歳代	100.0%								100% (1)
40歳代	46.2%	23.1%	23.1%	7.7%					100% (13)
50歳代	29.2%	20.8%	41.7%	4.2%				4.2%	100% (24)
60歳代	8.7%	21.7%	43.5%	4.3%				21.7%	100% (23)
70歳以上			50.0%		50.0%				100% (2)
全年齢層	25.0%	20.3%	37.5%	6.3%				10.9%	100% (64)

表6 受障年齢と現在の収入についてどう思いますか

	かなり減った	減った	変わらない	増えた	無回答	合計(度数)
30歳代以下	50.0%				50.0%	100% (2)
40歳代	56.3%	31.3%			12.5%	100% (16)
50歳代	48.5%	30.3%	12.1%		9.1%	100% (33)
60歳代	21.7%	47.8%	21.7%	4.3%	4.3%	100% (23)
70歳代			66.6%		33.3%	100% (3)
合計	40.3%	33.8%	14.3%	1.3%	10.4%	100% (77)

(表6)。「現在の収入についてどう思うか」についての回答では、40歳代層がもっとも「減った」(「かなり減った」を含む)と回答している割合が高く、年齢層が高くなるにつれて「変わらない」「増えた」という回答の割合が高くなっている。この理由としては老齢年金受給年齢に近いほど経済的变化の少ないことが考えられる。

次に「受障前職業」による所得の違いについてであるが、「現在の収入についてどう思うか」の問いについて、「まあまあ足りている」と回答しているのは「公務員」に多く、「まったく足りな

い」という回答は、「自営業者」と「民間の常勤雇用者」に多かった。この3者の受障後の世帯収入を比べてみると、「自営業者」は100万円未満～150万円に集中しており、「民間の常勤雇用者」は100～300万円、「公務員」は200～300万円が多く、職業形態によって受障後の所得に差がみられた。

以上のように、アンケート調査からは中途障害者世帯と一般世帯の所得格差が明らかであり、50歳代層の比較においてより顕著であった。また中途障害者間の所得格差については受障年齢と受障

表7 調査対象者の属性と世帯の状況（世帯年収別）

No.	性別	障害等級	年齢		職業		収入内訳			現在の世帯年収(万円)	現在の住まい	家族構成			受障年齢	受障前職業	公的保障(年金)	公的保障(生活保護)	公的保障以外の収入	家族の支援
			現在	受障	受障前	受障後	受障前	現在				受障時	現在	変化の理由						
								公的保障	公的保障以外の所得											
12	F	1	60	40	自営業		給	年(障基)	娘援助	100-150	民賃	夫娘2	単身	離婚娘独立	×	△	△			○
4	M	2	67	42	自営業		不	年(障基1)		100-150	民賃	妻息子3	単身	離婚	×	△	△			
8	M	3	57	48	自営業	自営業	売上	生活保護		100-150	公営	母妻息子2	母同居→単身	離婚	×	△	××	*		
20	M	非	69	59	不安定就労	常雇作業	給	生活保護		100-150	民賃	独居(会社寮)	単身	—		×	××	*		
6	M	1	57	52	常雇職員		給	年(障厚2)		150-200	持家	妻	妻	—			△			
22	M	2	60	53	自営業		売上+妻給	年(障基1)	妻給	200-250	持家	妻	妻	—		△	×			○
5	M	3	64	48	自営業	常雇作業	給	年(老厚)	姉援助	200-250	民賃	妻息子2娘1	単身	離婚	×	△	△			○
7	M	2	59	57	常雇職員		給	休補(年金申請中)		250-300	社宅	妻娘2	妻娘	娘独立						
3	M	2	66	49	常雇職員	常雇職員	給	年金(老厚)	妻パ	300-350	持家	妻娘2	妻	娘独立	×					
17	M	1	71	59	公務員		給	年(老共)	妻(老基)	300-350	持家	妻	妻	—						○
1	M	1	72	63	常雇職員		年+給	年(老厚)	母年(老基)	300-350	公営	妻	母親(93)	離婚						○
21	M	2	66	61	常雇職員		年+妻年	年(老厚)	妻(障基1)	350-400	持家	妻(障害1級)	妻(障害1級)	—						○
19	M	3	71	67	公務員		年+給	年(老共厚)		350-400	持家	妻	妻	—						
10	F	2	69	59	主婦		夫給	年(障基)	夫年(老共)	350-400	持家	夫	夫	—		××	×			○
15	F	2	68	63	主婦		夫給	年(老基)	夫年(老厚)	350-400	持家	夫娘	夫娘	—		△	×			○
14	M	2	72	67	公務員		年+給	年(老共厚)	妻年(老基)	400-450	持家	妻	妻	—						○
2	M	1	67	58	自営業		給+不	年(老厚)	不動産	450-500	持家	妻母娘	妻次女夫婦孫	娘結婚		△	△			○
9	F	5	52	49	主婦(不安定就労)		パ給+夫給	夫給	夫給	500-	社宅	夫	夫	—	×	×	××			○
11	F	4	55	50	主婦(不安定就労)		パ給+夫給	夫給	夫給	700-800	持家	夫娘	夫	娘結婚		×	××			○
13	M	1	70	51	自営業	自営業	給+役報	年(老厚)	社長業収入	800-	持家	母妻娘2	妻娘夫婦	娘結婚		△				○
16	F	2	60	49	主婦(不安定就労)		パ給+夫給	年(障基)	夫給	—	民賃	夫	夫	—	×	×	×			○
18	M	2	31	18	学生	家業手伝	親扶	年(障基)	親援助	—	親家	祖父母父母妹	祖父母父母妹	—						

(注1) 「世帯年収」の「-」は聞き取り調査ではっきりしなかった部分。

(注2) 「変化の理由」の「-」は受障前後で家族構成が変化しなかったもの。

(注3) 受障前職業：「常雇職員」=常雇でホワイトカラー、「常雇作業」=常雇のブルーカラー、「サービス」=店員、セールス、「不安定就労」=臨時・日雇のブルーワーカー

(注4) 収入内訳：「年」=年金、「給」=給与、「不」=不動産収入、「売上」=自営店の売上、「パ」=パート、「役報」=役員報酬、「親扶」=親の扶養。

(注5) 年金種類：「老」=老齢年金、「障」=障害年金、「基」=基礎(国民)年金、「厚」=厚生年金、「共」=共済年金。

(注6) No.7は月収の他にボーナスがあるため月に平均すると20万円を超える。

(注7) 受障年齢：40歳代=「×」

(注8) 受障前職業(主に)：自営業=「△」、不安定就労形態(日雇・臨時雇など)=「×」、無職=「××」

(注9) 公的保障(年金)：無し=「××」、障害基礎年金1級基準以下(月額8.3万円)=「×」、調査地生活保護基準額以下=「△」

(注10) 公的保障以外の収入(家族の支援以外)：有=「○」

(注11) 家族の支援(金銭的)：有=「○」

前職業において顕著であった。しかしこれ以上の理由については推測の域をでない。所得格差がどのように生じ、格差の要因がどのように関連しているのかは個々の生活の中から導き出す必要があるだろう。そのため次節では聞き取り調査をもとに格差の要因を分析していく。

2 中途障害者の所得格差の要因分析（インタビュー調査の分析）

（1）インタビュー調査の概要

アンケート調査対象者から、研究の主旨に賛同していただいた22名の会員に対して個別聞き取り調査を実施した。

調査対象者の全体の概要を表7に示す⁽¹⁰⁾。

低所得層を切り取る尺度としては生活保護基準を用いた⁽¹¹⁾。本研究では調査対象者に多い1人世帯と2人世帯に分け、調査対象者の平均である年齢60歳代と身体障害者手帳2級以上を想定して算出した。収入に含まれるものについては、調査地域の級地の生活扶助の一類費、二類費、障害加算、冬季加算、住宅扶助の特別基準とした。おおまかな世帯年収を、単身者180万円（月収15万円）、2人世帯240万円（月収20万円）として、この年収未満を生活保護基準以下とし、本研究では低所得層として位置づけた（No.4、6、8、12、20、22）。

（2）所得格差の要因

先行研究とアンケート調査の結果から、所得格差の要因として示唆されたのは、「公的年金」、「受障前職業」⁽¹²⁾、「受障年齢」であった。これらの要因を踏まえつつ、他の要因との関連も確認しながら分析を行った。

低所得層の年金額は総じて低く、年金の種類は無年金による生活保護か国民年金もしくは同程度の厚生年金であった。また低所得層の年金受給者は生計中心者であり、年金が世帯収入の中心である者が多かった。低所得層に属していない世帯で、年金受給者が生計中心者である場合は、年金額が高い者が多く（No.7、3、17、1、21、19）、年

金の種類は共済年金や厚生年金などの被用者年金であった。また年金の種類は受障前職業と関連があり、低所得層で無年金か国民年金であるのは、受障前職業が「自営業」や「不安定就労」であり、「公務員」や「常勤雇用」で長期にわたり安定した所得を得ている者は、被用者年金で年金額は高い（No.1、3、7、14、17、19、21）。また「自営業」であり年金額も低い低所得層に入っていない者には、不動産の賃料という「年金以外の収入」があった（No.2）。しかし低所得層の中にも、民間の常勤雇用で給与額も高かった厚生年金の者がおり（No.6）、この理由として考えられるのは保険料納入期間と障害等級であるため⁽¹³⁾、受障年齢に影響をうけていると推測できる。このような厚生年金内の例外はあっても、自営業者や不安定就労者が受障後に低所得に陥りやすいのは明らかであり、受障前の職業選択の段階でおおたの年金額は決まってしまう。

このように年金の種類による受給額の格差は、所得格差の理由の1つといえる。しかし低所得層と同様に低い年金額でありながら低所得層でない場合もあり、それだけでは説明できない。同じ年金額でありながら、所得階層が違う理由は「年金以外の収入」の有無である。「年金以外の収入」は「家族の支援」によるものとそれ以外のものにわけられる。

家族の支援以外のものとしては、受障後の就労による稼働所得と不動産収入があげられる。No.2は自営業の保障の低さを予測し、賃貸アパートを所有していたために、年金額が低くても低所得層には属していない。またNo.5は現在退職しているが、稼働収入で年金の不足分を補っていた。しかし以前は稼働収入がなくなると所得階層は年金額の基準になる。障害者の労働は身体的な状態や環境の面から就職が難しかったり、また身体的な負担から継続が困難だったりするため、安定した収入とは言い難い面もある（No.7は大手企業であったが言語の障害のためコミュニケーションの問題から復職を断念している。また、No.8は受障後一度自営の店に戻ったが、障害のために体が思うよ

うにならずに廃業している)。

「家族による支援」は、年金受給者が生計中心者か否かによって異なっていた。低所得層と同じく低い年金額ではあるが、低所得層ではない者の多くは生計中心者ではない「主婦」であった (No. 9、10、11、15、16)。主婦の所得階層は夫の収入によるため、受障前後で経済生活上の変化はない。しかしこの状態は夫婦であることが前提であるため、妻が自分の経済力だけでは自立できない関係である。障害のために就労が難しい場合にはこの関係性がさらに強まり、夫婦形態の拘束性を増すことになる。また夫が受障したときには夫の年金額に左右され、受障を契機に低所得層になった男性の妻に主婦が多かったことから、逆に脆弱であるともいえる。

また年金受給者が生計中心者であっても、夫婦間で生計中心者の役割を交代する場合がある。No. 22 は受障前から共働き夫婦であったため役割の移行がスムーズであった。しかし妻の収入は夫の稼働収入額には及ばず、結果として所得階層が低下して低所得層であった。

低所得かそれに近い単身者は、同居以外の家族の支援を受けていた。しかし金額は不足分を補う程度のものであり、所得階層には影響を及ぼすほどのものではなかった。また支援者が結婚したばかりの娘 (No.12) や高齢の姉 (No. 5) であり、将来的に安定した支援と考えるのは難しい。

次に受障年齢による格差をみると、40歳代に受障者したものに低所得層かそれに近い層が多かった。受障が40歳代であり低所得層である者は、受障を契機として経営していた会社が倒産し、再就職はしたが半分以下の所得になった者や (No. 5)、自営していた店を手離して自己破産し生活保護になった者など (No. 8)、受障により職を失い収入がなくなるという経済生活の低下を経験しているものが多かった (他にNo. 4、12)。また受障時の離婚も多かった (No. 4、5、8、12)。このためこの時期の受障は、それまで稼働収入で生活していた者が、障害のために受障後に稼働収入が得られなくなるか得られても少なくなり、さらに離婚

により同居家族の支援も受けられなかったため、経済的状況が大きく低下したといえる。またこの時期を家族の生活周期段階にあてはめると⁽⁴⁾、経済面が最も大変な時期であり、受障時の損失も大きく、老後の貯えをする時期を経ずに老後を迎えるということが、受障時の経済状態が今後も継続していくものであることを示している。

3 経済的条件が生活に及ぼす影響

前章で確認した所得格差の要因と、現在の所得階層の組み合わせをみると、いくつかの特徴ごとにまとめることができ、ほぼ4つのグループに分類することができた (表8)。その分類をもとに、経済的条件が生活に与える影響を他の条件との関連も含めて検討する。

(1) 各グループの特徴

A群は受障を契機に経済面で負の変化がおきた群である (No. 4、5、6、8、12、20、22)。この群の特徴は、今回の調査対象者の中では最も世帯収入が低く、公的な所得保障が障害基礎年金や生活保護もしくは同程度の厚生年金であること、本人もしくは生計を同じくする家族が不安定就労か自営業であった経験が長いこと、受障後もしくは受障前より配偶者との離婚、別居を経験していること、受障年齢が40歳代であることである。(A群の身体的状況は、No.20はほとんど障害が残っていないが、他の者は障害が残っていたとしても片麻痺やひきずりがある程度で、屋内・屋外とも1人で歩くのには問題はない。)

B群は、経済的側面においては、受障を契機とする変化がほとんどなかった群である (No. 1、3、7、14、17、19、21)。この群の特徴は、受障時に老齢年金を受障していたかそれに近い年齢に達していたこと、年金の種類が給付金額の高い老齢共済年金や老齢厚生年金であること、受障前 (定年まで) の職業が公務員か比較的大企業の民間の常勤雇用で長期間勤めており受障時には管理職であったこと、夫婦世帯であることなどがあげられる。(B群の身体的状況は、片麻痺であり、歩行

表8 調査対象者の属性と世帯の状況（グループ別）

No.	性別	障害等級	年齢		職業		収入内訳			現在の世帯年収(万円)	現在の住まい	家族構成			受障年齢	受障前職業	公的保障(年金)	公的保障(生活保護)	公的保障以外の収入	家族の支援	グループ
			現在	受障	受障前	受障後	受障前	現在				受障時	現在	変化の理由							
							公的保障	公的保障以外の所得													
12	F	1	60	40	自営業		給	年(障基)	娘援助	100-150	民賃	夫 娘 2	単身	離婚娘独立	×	△	△			○	A
4	M	2	67	42	自営業		不	年(障基1)		100-150	民賃	妻息子3	単身	離婚	×	△	△				A
5	M	3	64	48	自営業	常雇作業	給	年(老厚)	姉援助	200-250	民賃	妻息子2娘1	単身	離婚	×	△	△			○	A
8	M	3	57	48	自営業	自営業	売上	生活保護		100-150	公営	母妻息子2	母同居→単身	離婚	×	△	××	*			A
6	M	1	57	52	常雇職員		給	年(障厚2)		150-200	持家	妻 妻		-			△				A
22	M	2	60	53	自営業		売上+妻給	年(障基1)	妻 給	200-250	持家	妻 妻		-		△	×			○	A
20	M	非	69	59	不安定就労	常雇作業	給	生活保護		100-150	民賃	独居(会社寮)	単身	-		×	××	*			A
3	M	2	66	49	常雇職員	常雇職員	給	年金(老厚)	妻バ	300-350	持家	妻 娘 2	妻 妻	娘独立	×						B
7	M	2	59	57	常雇職員		給	休補(年金申請中)		250-300	社宅	妻 娘 2	妻 娘	娘独立							B
17	M	1	71	59	公務員		給	年(老共)	妻(老基)	300-350	持家	妻 妻		-						○	B
21	M	2	66	61	常雇職員		年+妻年	年(老厚)	妻(障基1)	350-400	持家	妻(障害1級)	妻(障害1級)	-						○	B
1	M	1	72	63	常雇職員		年+給	年(老厚)	母年(老基)	300-350	公営	妻 妻	母親(93)	離婚						○	B
14	M	2	72	67	公務員		年+給	年(老共厚)	妻年(老基)	400-450	持家	妻 妻		-						○	B
19	M	3	71	67	公務員		年+給	年(老共厚)		350-400	持家	妻 妻		-							B
13	M	1	70	51	自営業	自営業	給+役報	年(老厚)	社長業収入	800-	持家	母妻娘2	妻娘夫婦	娘結婚		△				○	C
2	M	1	67	58	自営業		給+不	年(老厚)	不動産	450-500	持家	妻 母 娘	妻次女夫婦孫	娘結婚		△	△			○	C
9	F	5	52	49	主婦		バ給+夫給	夫 給	夫 給	500-	社宅	夫 夫		-	×	×	××			○	D
16	F	2	60	49	主婦		バ給+夫給	年(障基)	夫 給	-	民賃	夫 夫		-	×	×	×			○	D
11	F	4	55	50	主婦		バ給+夫給	夫 給	夫 給	700-800	持家	夫 娘	夫 娘	娘結婚		×	××			○	D
10	F	2	69	59	主婦		夫 給	年(障基)	夫年(老共)	350-400	持家	夫 夫		-		××	×			○	D
15	F	2	68	63	主婦		夫 給	年(老基)	夫年(老厚)	350-400	持家	夫 娘 夫 娘		-		△	×			○	D

(注1) 「世帯年収」の「-」は聞き取り調査ではっきりしなかった部分。
 (注2) 「変化の理由」の「-」は受障前後で家族構成が変化しなかったもの。
 (注3) 受障前職業：「常雇職員」=常雇でホワイトカラー、「常雇作業」=常雇のブルーカラー、「サービス」=店員、セールス、「不安定就労」=臨時・日雇のブルーワーカー
 (注4) 収入内訳：「年」=年金、「給」=給与、「不」=不動産収入、「売上」=自営店の売上、「バ」=パート、「役報」=役員報酬、「親扶」=親の扶養。
 (注5) 年金種類：「老」=老齢年金、「障」=障害年金、「基」=基礎(国民)年金、「厚」=厚生年金、「共」=共済年金。
 (注6) No.7は月収の他にボーナスがあるため月に平均すると20万円を超える。

(注7) 受障年齢：40歳代=「×」
 (注8) 受障前職業(主に)：自営業=「△」、不安定就労形態(日雇・臨時雇など)=「×」、無職=「××」
 (注9) 公的保障(年金)：無し=「××」、障害基礎年金1級基準以下(月額8.3万円)=「×」、調査地生活保護基準額以下=「△」
 (注10) 公的保障以外の収入(家族の支援以外)：有=「○」
 (注11) 家族の支援(金銭的)：有=「○」
 (注12) 事例18は、受障年齢が著しく低いため分析からは除外する。

もしくは杖を使用しての1人の外出が可能な程度である。)

C群は自営業主であるが、受障後の経済状況が安定している群である(No.2、13)。受障後に経済的な損失が生じなかった理由は、年金以外の安定した収入(不動産収入、稼動収入)をもっていることがあげられる。(C群の身体機能は移動は車椅子であり、移乗には介助が必要である。)

D群はすべて女性であり主婦である。世帯の基本的な生活費は夫である配偶者の収入であり、受障後も世帯収入に大きな変化はない(No.9、10、11、15、16)。(D群の身体的状況としては、No.15は外出に車椅子を要するが屋内は杖と装具を使い自力で移動ができる。他の者は歩行にひきずりはあるが、屋内外ともに歩行が自立している。)

(2) 生活間格差の実態

①日常生活

まず健康状態であるが、B群は後遺症状や障害の軽減のために多くの出費をしていた(No.17、21)。A群では、定期通院や服薬は欠かさず、健康への意識が低いわけではないが、健康に直結する食生活を切り詰めて他の支出(死後身辺整理の費用や旅行費用)に当てているものがいた(No.20)。

住居については、A群は家屋構造の他に、家賃や交通費の負担軽減のために住居の選択が制約されていた。また交通の便の悪さや供給の少なから公営住宅の利用なども制限され、現在の住環境が悪くても引越しができずにいた(No.12)。またC群では障害の程度により住宅を大幅に改修しているものがいるのに対し(No.2、13)、A群では受障時に経済的問題のために持ち家を手離れた者が多く(No.4、5、8)、住宅環境を整えることが困難であるといえる。

介護サービスについては、介護保険では応益負担となったため、これまで無料であったサービスにも一律の費用負担がかかることになった。A群ではそのためにヘルパー利用を減らすなどのサービス内容の見直しを迫られている者もいた(No.4)。それに対して、C群では公的サービスによるヘル

パーの他に、都合がつき易いとの理由から自費のヘルパーを利用している者もおり(No.2)、日常生活の負担軽減について大きな違いがみられた。

移動については、移動手段として車を利用している者が何名かいたが、No.5(A)は移動に欠かせない車を所有するための費用負担の困難さをあげていた。B群では車の所有費用に対する負担感はなく、車を使用しない理由についても、「健康のため」や「リハビリのため」であった。また経済的条件はタクシーの利用頻度にもあらわれていた。このように身体機能としての障害のみが移動を制限するのではなく、経済的条件によっても移動手段の選択が制限されている。

今後の不安については、障害の悪化や病気の再発の不安はどの群でもあげられていたが、経済的な不安をあげたのはA群だけであった。年金の不足分を預貯金で補っているため、今後不足することを不安に思っていたり(No.6)、今後に備えてお金を貯めようと食費を削って貯えにまわしていたりしていた(No.20)。

②社会生活

受障後の就労については職業階層でみる。受障後就労をしているものは40歳代での受障者に多かった。職業階層でみると、不安定就労者(No.20(A))は、ほとんど障害が残らなかったが復職を断られた。常勤雇用者(No.3(B))は障害が残り、ほとんど仕事ができなくても復職している。自営業者(No.8)は復職しても体がもたずに結果的に仕事が続けられなかった。職業の階層は公的年金との関係だけではなく、受障後の就労にも影響を及ぼしている。

余暇活動について、A群の単身者は「人に会いに行く」と答えた者が多い。遠方の子どもに会いに行くために「日々頑張れる」とやりくりしていたり(No.12)、「誰かと話したい」という理由から1人で旅行ツアーに参加するために生活保護費を切り詰めていたりしていた(No.20)。A群のように食費などの生活費を切り詰めて余暇活動にあてている者は、他の群にはみられなかった。またA群の余暇活動が「誰かに会いたい」という内

容が多いことは、日常生活における人とのネットワークが小さいともいえるだろう。

またNo.15はD群であるが、車椅子生活であり1人での外出は困難である。しかし余暇活動という目的では公的なヘルパーの利用はできず、自費での費用負担も難しいため余暇活動を制限している。介護制度の利用上の制限と経済的条件が重なることにより、制限がさらに増加しているといえる。

社会参加については、今回の調査対象者が被調査者への協力手続きの制約からほとんどが患者会に所属しているため、作業所への通所や患者会への出席などある程度の社会参加を果たしているといえる。作業所を利用する理由としては「外に出ること」と「誰かと話をする」が多かった。（「1人で出るのはつらいから目的がないと出られない」(No.11 (D))、「自分の言葉が伝わるか試してみるため」(No.7 (B))、「同じ経験のある人はわかってくれる」(No.4 (A))など)。また作業所で自信をつけたことにより、積極的な理由で作業所を辞めようと考えている者もいるが（「友人と出かけるのが楽しくなったから」(No.16 (D))や「ボランティア活動をしたくなったから」(No.11 (D))など）、「交通費の負担が大きい」と経済的な理由をあげているものもいた。A群の単身者はほとんど毎日通ってきており、作業所での居場所の確保と情報収集が大きな資源となっているため、経済的条件により資源が減少してしまうこともあるといえる。

③サポートネットワーク

中途障害は突然の受障であることが多いため、十分な準備がないままに新しい状況への適応を迫られることになる。困難な状況に対して個人の力だけでは対応できないときに、サポートネットワークをどのくらい有しているかが適応の決め手となる。その意味でサポートネットワークは生活を支える一部であると位置づけられる。

家族のサポートネットワークについて、A群は受障後まもなく離婚を経験した者が多く、受障という人生の困難な状況への対応の場面で、配偶

者というサポートを失っている。また受障とともに離婚という状況にも適応しなければならなくなり、困難の度合いが大きくなっている。配偶者の喪失は精神的な支えを失うとともに、経済的な問題をはじめとした様々な問題に、自ら対処していかなければならなくなることを意味する。受障による経済生活面の低下が離婚につながっているのかは、離婚の理由を本人からしか聞いていないためバイアスがかかっていると考えるべきではあるが、理由として「自分が妻を養えなくなったから」(No.5)、「家計に貢献できる労働力ではなくなったから」(No.12)ということをあげていることから、まったく無関係であるとはいえないだろう。

A群では受障時に生じる経済的問題について、障害者自身が心配している場合が多いが、B群については経済的問題を心配したということは、障害者自身からはほとんど語られなかった。受障前の経済状態から心配する必要がなかったということもあるが、妻が職場に今後の保障を確認するような行動も不安の除去につながっていたといえる(No.17 (B))。また精神的な支援については、B群ではほとんどが妻をあげているのに対して、A群は「友人」や「誰もいなかった」ということをあげている者が多かった。

しかしA群にまったく家族の支援がなかったわけではない。受障後離婚し1人で子育てをはじめたNo.12は、養育費がなく障害年金だけでは生活の維持が困難であったとき、自分の母親と兄弟から金銭的な援助を得ていた。またNo.8 (A)は自分が入院している間、妻と姉妹が自営業を手伝っていた。ともに長期間の支援とはならなかったが、一時的な困難を乗り越えるのには有効であったといえる。

家族以外のサポートネットワークについては、No.5 (A)の経済生活上の問題を解決したのは友人のサポートであり、事業は倒産したが友人の紹介ですぐに再就職できた。No.8は事業の継続が困難になった時に、友人の紹介で自己破産の手続きと生活保護の受給申請をしている。このようにA群は金銭以外のサポートについては友人が多くの

役割を果たしている。A群の家族のネットワークの脆弱性が、他のサポートネットワークの比重を大きくしているといえる。しかしNo.12(A)は金銭的な支援を家族から受けることはできたが、制度利用に関する情報のサポートは得られず、生活保護制度を知ったのは離婚後1年たってからのことであった。

現在のA群のネットワークとしては患者会が大きな比重をしめている。各種情報の入手源や相談先などにあげられており、個人のもつネットワークを補うものとして位置づけられるだろう。

おわりに

一般世帯と中途障害者世帯、中途障害者世帯間の所得格差は、本研究においても明らかであった。中途障害者世帯間の所得格差を生じさせる主な要因は、「公的年金」、「年金以外の収入」、「家族の支援」、「受障前職業」、「受障年齢」であった。「受障前職業」は年金の種類に規定されるため、間接的に所得に影響を与えていた。また「受障年齢」では40歳代での受障の場合に受障時に経済的損失が大きいことが明らかであった。これら以外の要因は所得額に直接関係する。「公的年金」額の格差は所得格差を形成する理由の1つではあるが、年金額は同じでも「年金以外の収入」や「家族の支援」によって所得階層に違いがみられた。つまり公的な保障の不足を私的な資源で補っているという構造であった。私的な資源で補えない場合は生活保護の利用になるが、保護の受給は収入額以外にも資産の保持が認められないなど利用上の制約があり、同じ公的保障であっても年金と生活保護では生活の自由度に大きな格差がある。そのため利用を望まない声も多く（例えばNo.12は以前受給したときに、子どもの高校進学よりも就職をすすめられたり、ペットを持つことを贅沢と言われたりした経験から、「どんなに困っても二度と受けない」と決めているとのことである）、生活保護が年金の不足を補うものとは成り得ていないのが現状であった。

また個人や家族の支援の中には、経済的に「不

安定な者が不安定な者を支える」という脆いものもあり、さらなる所得階層の低下が予想される場合もあった。年金制度の格差や生活保護制度の利用上の問題などについては、以前より多くの指摘がなされている。しかし制度上の問題が明らかであるとしても、現実の生活上の問題への対応や、生活上のリスクに対する備えは個人や家族が担っている。障害者自身や障害者と同等の所得階層である家族の対応である限り、受障後の所得格差は一層拡大し継続するといえる⁽¹⁵⁾。

経済的条件による生活上の格差については、生活の一つ一つの側面をみると小さな格差に見えるかもしれないが、生活全体を見通したときにはあらゆる面で制限が生じていた。その構造は、障害者を取りまく様々な問題の解決が、最終的に個人や家族に委ねられているために、個人のもつ経済的条件によって生活に格差が生じているというものであった。例えば、車椅子での外出には介助を要するが、余暇活動という目的での公的ヘルパーの派遣を断られ、自費での費用負担も困難であるために断念した者や（No.15）、交通の便の良い所に障害者用の公営住宅が不足しているが、今以上の家賃の負担が困難なため民間の賃貸住宅への引越は難しく、環境の悪い住宅に留まっている者などである（No.12）。

また経済的条件は、機能障害に伴う障害者の生活上の困難さを軽減する方法を入手できるか否かに影響を与えていた。移動手段としての車の使用を例にとると明らかであるように、移動の範囲を拡大できる能力を持っていたとしても、経済的な資源がないためにその能力を生かせない場合もあり、経済的な不利が障害による制限の軽減を阻害しているということができる。しかし問題は経済的な条件だけではなく、環境面の整備やサービス利用規定の見直しなどによっても軽減され、それにより個人のもつ経済的条件による格差は減少する。障害者の目的を達するための方法は1つではなく、環境の整備や雇用政策の強化などそれぞれの問題に応じた対応策の検討が必要である。しかしこれまでみてきたように、現状においては、経

済的な対応に依存しているのが事実である。

福祉の市場化は「介護の外在化」をすすめるものであったはずだが、低所得層では逆に個人や家族の対応に依存せざるを得ず、格差を助長しているといえるだろう。生活上の格差を解消していくためには、障害者に特徴的な加算的支出⁽¹⁶⁾も考慮にいれ、障害者の生活に必要なもの（それは障害者の豊かな生活のための水準ともいえるが）を明確にし、それに向けての取り組みを進めていく必要がある。そのためには「障害」を最もよく知っている障害者自身の視点から、生活や人生における問題をとらえることが必要であり、経済的条件と他の条件（経済的条件を目的に転換できる能力や制限を与える環境など）との関連から、問題を分析することが必要である。

注・引用文献

- (1) 国民の衛生の動向（2002）より。また脳血管疾患は死亡を免れても後遺症として障害が生じることや、療養時の長期の臥床がきっかけとなり、寝たきり原因の約4割を占める最大の原因疾病となっていることも指摘されている。
- (2) 田中はリハビリテーションを受ける患者のもつ痛みや苦しみを「身体的・心理的・社会的・自己存在的」の4つの局面であらわしている、また上田は「不幸の複合体」として、障害によりひきおこされる生活上の諸問題が影響しあい結び合っていることを指摘している。（田中千枝子「VII ソーシャルワークにおける心理的視点」渡辺・本田編『リハビリテーション患者の心理とケア』医学書院、201-207 上田敏『リハビリテーションを考える』青木書店、1983）
- (3) 飯田・小橋は独自のQOL評価尺度を用い、リハビリテーション前後で身体的状況の改善との関連を調べている。（飯田・小橋「IV リハビリテーション医療におけるQOL」渡辺・本田編『リハビリテーション患者の心理とケア』医学書院、137-160）
- (4) 金は中途障害者の自己像のとらえ方に関連しているものとして、生きるための基盤をあげており、その中に家族および経済的安定を位置づけている。（金蘭姫「中途障害者の自己像」『東京大学大学院教育学研究科紀要』39、1999、265-273）
- (5) 松井は脊髄損傷者の研究において、中途障害者の家族生活と大きく関連する要因の1つとして公的年金をあげている。（松井和子「中途身体障害者の家族生活－脊髄損傷者を対象として－」『国民生活研究』25(2)、1985、21-42）
- (6) 平成13年に厚生労働省が実施した身体障害者調査における生活保護を受給している割合は2.8%であった。前回調査（平成8年）の3.0%（前々回は2.7%）よりはわずかに減少しているが、平成13年の全国の生活保護受給率が0.9%であることと比較すると依然として高い比率といえる。また全国平均は平成7年が0.7%、平成12年が8.4%となっているが、平成7年を底に上昇に転じている。（『国民の福祉の動向』2002）。また大野らは一都市の普通世帯の全数を対象に課税台帳上の所得を用いた調査において、一般世帯と障害者世帯の所得格差を明らかにしている。（大野・若松・川上「障害者世帯・高齢者世帯および一般世帯の生活水準に関する研究」『日本福祉大学紀要』93、1995、39-74）
- (7) 大野らや奏らの調査において実証されている。（大野ら 前掲論文；奏・大野・若松「身体障害者の実態と加齢問題」『日本福祉大学紀要』93、1994、183-225）
- (8) 梶晴美「訪問介護サービスにおけるニーズとサービス量の不一致」『社会福祉学』44(2)、2003、55-64
- (9) 厚生労働省ホームページ「平成14年 国民生活基礎調査の概況」
- (10) 世帯収入が不明の2事例の所得状況は、No.16は本人の障害年金が年間100万円弱であるが夫が家計管理をしているため夫の給与額は本人もわからない。No.18の収入は障害年金と親からのお小遣いだが、年金を母親が管理しており金額が不明である。
- (11) 生活保護基準を用いることについては、大野ら

が一都市の高齢者・障害者を対象にした生活水準調査において、各世帯の世帯員数の大きさを捨象し、一人当たり所得金額に還元することができると位置づけている。また生活保護基準の算定方法については、生活保護基準額を対象都市の平均世帯人数によって算出し、その金額を10割として保護基準以下と設定している。(大野ら 前掲論文)

- (12)「受障前職業」は鎌田を参考に職業階層としてとらえる。分類の内訳は「自営業」、「常雇職員」とは職員でホワイト・カラー、「常雇作業」とは常雇のブルーカラー、「不安定就労」は臨時・日雇のブルーカラー、「サービス」は店員、セールスなどのサービス業労働者である。この他に主婦であるため本人の所得が家計に反映されていないものは「主婦」と設定する。また鎌田の分類では、公務員も肉体労働か否かによって「常雇職員」と「常雇作業」にわけられているが、本研究ではアンケート調査において公務員と民間常勤雇用に所得額の違いが見られたことから、区別するために「公務員」という分類をおいた。(鎌田としこ『貧困と家族崩壊』ミネルヴァ書房、1999)
- (13)厚生年金の年金額のばらつきは厚生年金を一概に安定した年金額であるとはいえないものにしており、それが年金問題をさらに複雑にしている原因になっていることは唐鎌によって指摘されている。また低額厚生年金の発生の原因については推測としながらも、保険料納入期間の短さと年金給付額の算定根拠となる標準報酬月額の下を指摘している。(唐鎌直義『生活分析から福祉へー社会福祉の生活理論ー』江口英一編、光生館、1998)
- (14)生活周期段階については鎌田の「家族の生活周期段階」を参考にする。「第Ⅰ期(家族生成期)

とは結婚した若い夫婦のみなので、夫の他に妻も稼働可能な時期であり、第Ⅱ期(家族発展期)とは第一子出生から子が働き出すまでの、育児と家事に追われ余程のことがない限り妻の稼働は困難な時期である。この時期の家計は「貧困の峠」といわれるように最も緊迫し、また働き手が他にないため夫の健康や失業は決定的な意味を持っている。つぎの第Ⅲ期(家族隆盛期)は第一子が働き出してから子が全員家を出るまでのいわば「栄華の峠」であり、成年に達した子が父と共に働いて、親はいくばくかの老後の貯えを、あるいは土地や家を購入するなどの蓄積を行い、子も結婚や独立資金を貯めるなどの準備期間としてみり多い時期であるといえる。第Ⅳ期(家族衰退期)は、子が全員他出したのち老いた夫のみが働く時期であり、第Ⅴ期(家族消滅期)は、まさに働けなくなる時期である。」(鎌田 前掲書)

- (15)京極のいう加算的支出も所得による格差を拡大するものである。京極によれば、「障害者の生活費は一般の国民の生活費(基礎的生活経費)だけでは足りず、障害に伴う各種の諸経費が余分にかかる。その中には福祉用具などの目に付く経費ばかりでなく、反応、行動が遅いことから余分にかかる、見えざる経費も含まれる。それを加算的生活経費とすると、障害者の生活費は基礎的生活経費に加算的生活経費を加えたものになり、加算的生活経費の部分だけ一般の国民の生活費よりも多くなる。」ということである。(京極高宣『障害を抱きしめて』東洋経済社、2002)

- (16)京極 前掲書。
(北海道大学大学院教育学研究科修士課程・医療ソーシャルワーカー)